

騒音に係る環境基準の設定について(第1次答申)

(昭和45年12月25日)
(生活環境審議会)

第1 環境基準の設定に関する基本原則

騒音に係る環境基準は、基本的に次の原則に基づいて設定するものとする。

- 1 環境基準は、騒音の影響から人の健康を保護し、さらに生活環境を保全する観点から定められるものであること。
- 2 環境基準は、騒音による公害を防止するための行政目標として定められるものであること。

第2 対象騒音

環境基準は、人の健康および生活環境に影響を及ぼす騒音に適用するものとする。

なお、鉄道騒音、航空機騒音および建設作業騒音を対象から除外し、これらの騒音については、ひきつづき検討をすすめるものとする。

第3 環境基準

環境基準は、地域の区分および時間の区分ごとに次表に示す条件を満たすべきものとする。

ただし、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の第1種区域に相当する地域のうち、療養施設が集合している地域など、とくに静穏を要する地域であつて都道府県知事が指定する地域(以下「A A 地域」)における当該基準は、同表のA 地域の時間の区分に応じて定める値から5 ホン(A)を減じた値とする。

地 域 の区分	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	風 間	朝・夕	夜 間	
A	50 ホン(A) 以 下	45 ホン(A) 以 下	40 ホン(A) 以 下	別に都道府県知事が地域の区分ごとに指定する地域
B	60 ホン(A) 以 下	55 ホン(A) 以 下	50 ホン(A) 以 下	

(注) 「A 地域」とは、騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」の第1種区域のうちA A 地域を除く区域および第2種区域に相当する地域、また「B 地域」とは同基準の第3種区域および第4種区域(都市計画法第8条第2項に掲げる工業専用地区およびこれに準ずる地区を除く。)に相当する地域をいう。

なお、A 地域およびB 地域における道路に面する地域のうち、次表に掲げる地域については、当分の間、同表に示す中間目標値を適用するものとする。

地 域 の区分	時 間 の 区 分			該 当 地 域
	風 間	朝・夕	夜 間	
A 1	55 ホン(A) 以 下	50 ホン(A) 以 下	45 ホン(A) 以 下	A 地域のうち、巾員 5.5 m 以上で合計 2 車線以下 の道路に面する地域
A 2	60 ホン(A) 以 下	55 ホン(A) 以 下	50 ホン(A) 以 下	A 地域のうち、合計 2 車 線をこえる道路に面する 地域
B 1	65 ホン(A) 以 下	60 ホン(A) 以 下	55 ホン(A) 以 下	B 地域のうち、合計 2 車 線以下道路に面する地 域
B 2	65 ホン(A) 以 下	65 ホン(A) 以 下	60 ホン(A) 以 下	B 地域のうち、合計 2 車 線をこえる道路に面する 地域

(注) 車線とは、道路構造令第 2 条第 1 項第 5 号に定める車線をいう。

第 4 測定方法等

騒音の測定方法、計量単位および測定機器は次のとおりとする。

- 1 測定方法は、J I S Z - 8731 「騒音レベル測定方
法」による。測定結果の評価については、原則として中央
値を採用するものとする。
- 2 計量単位は、ホン(A)を用いる。

3 測定機器は、指示騒音計もしくは精密騒音計またはこれ
らに相当する測定機器を用いる。

(注) 計量単位については、計量法その他現行法令上、一般に用
いられているホン(A)によつたが、今後早い機会に計量単
位の表示として国際的に用いられている dB(A)を採用す
ることが適當と考える。

第 5 測定場所

測定は屋外で行なうものとし、その測定点としては、なる
べく当該地域の騒音を代表すると思われる地点または、騒音
に係る問題を生じ易い地点を選ぶものとする。

この場合、道路に面する地域については、原則として道路に
面し、かつ、人の生活する建物から道路側 1 m の地点とする。

ただし、建物が歩道を有しない道路に接している場合は、
道路端において測定する。

なお、著しい騒音を発生する工場、事業場の敷地内、建設
作業場の敷地内、飛行場の敷地内、鉄道の敷地内およびこれ
らに準ずる場所は測定場所から除外する。

第 6 測定時刻

測定時刻は、なるべくその地点の騒音を代表していると思
われる時刻または騒音に係る問題を生じ易い時刻を選ぶもの
とする。

この場合、主として道路交通騒音の影響をうける道路に面する地域については、測定の回数を、朝・夕それぞれ1回以上、昼間、夜間それぞれ2回以上とし、とくに覚醒および就眠の時刻に注目して測定すべきである。

第7 環境基準の見直し

環境基準は騒音の人体に及ぼす影響についての知見の進展、騒音の生活環境に与える影響に関する社会的評価の変化および騒音の測定技術の進歩等に照らして、今後も必要に応じて検討が加えられるべきものとする。

騒音に係る環境基準設定に伴う課題について

今日、国民の日常生活に大きな影響を与えていた騒音を防止することにより、国民の健康を保護し、さらに生活環境を保全することは最も重要な課題であり、環境基準の達成は緊急を要する問題となつてゐる。

しかし、わが国の騒音の実態とくに道路交通騒音を中心とする都市騒音の現況をみると環境基準の達成は容易なことではない。

したがつて、その達成のためにはまず政府において今後新たに開発される住宅地や現在騒音の影響のない住宅地等については絶対に騒音による影響を排除していくという決意が必要であり、またすでに騒音の影響をうけている地域についても銳意改善していくという積極的な姿勢が打ち出されなければならない。

このような政府の明確な方針を基礎として、積極的な施策が講ぜられることが環境基準達成のために必要であり、同時に騒音を防止するために国民の格段の協力が要請される。

なお、施策の実施にあたつては、財政、金融、税制面において適切な助成を講じるとともに、中小企業に対しては特別の配慮を払う必要がある。

本答申は、人の健康および生活環境に影響を及ぼす騒音のうち、鉄道騒音、航空機騒音および建設作業騒音を除く騒音に係る環境

基準の基本方針を示したものである。今回対象から除外した騒音については、ひきつづき検討をすすめ、成案を得次第答申を行なう予定であるが、除外騒音のうち、建設作業騒音は発生源の性質として同一の場所で発生する期間が限定され、かつ、その期間の後、再び同一の場所において反復的に発生することがないので、環境基準の対象として直ちに採り上げることにはなじまない性格をもつてゐる。したがつて、当面、建設作業騒音については、法規制による規制の強化徹底をすすめるべきものと考える。

第1 環境基準の達成期間

本環境基準は、原則として設定後ただちにその達成維持が図られるべきものとする。

道路に面する地域についても、ただちに環境基準を達成維持すべきものであるが、道路交通騒音の実態にかんがみて、5年以内を目途にこれを達成維持すべきものとする。中間目標値を設定した道路に面する地域については、5年以内を目途に、これを達成維持すべきものとし、中間目標値達成後は、更に可及的速かに環境基準を実現するよう努力するものとする。

第2 環境基準達成のための施策

1 規制の強化

騒音規制法による騒音の規制については騒音の実態と環境基準との関連で現行規制基準を見直し、必要があれば速かに工場騒音、交通騒音等の規制基準の改訂、設定等、騒音の実態に応じて実効ある規制を行なう必要がある。

2 土地利用の適正化

工場と住居を分離することを基本として土地利用の適正化を図るとともに騒音発生工場等の新增設に対する調整等を推進すべきである。また、地域開発計画等の策定と実施にあたつては、騒音による公害防止について十分配慮を行なう必要がある。このため、都市計画法、建築基準法等土地、建物に関する法令の制定、運用にあたつては、環境基準達成の見地から萬全が期せられなければならない。

3 騒音防止施設の設置改善等の促進

法令による規制の実効をあげるために、工場等における防音装置の設置、低騒音機械の採用等を促進するとともにこれらの設置採用が困難である中小企業に対しては工場団地への移転等を配慮する必要がある。

さらに、発生源における対策とともに地域に応じた緩衝緑地等公共施設の整備もあわせて実施されねばならない。

4 道路交通騒音に対する総合的施策の推進

道路交通騒音対策については困難な面が多いので、前述の騒音対策に加えて、交通規制および取締りの強化、自動車構造の改善、道路構造の改善、しゃ音壁等の整備、都市再開発の推進等、関係法令の改正強化に併せて、各種の施策を総合的に推進する必要がある。

また、道路の新設にあたつては道路に面する地域が環境基準を達成できるよう道路計画、住宅計画、道路周辺の土地利用計画等について、あらかじめ騒音対策を考慮した適切な計画が実施され、かつ、常時適正に管理されなければならない。

5 監視測定体制等の整備

騒音の状況を的確には握評価し、騒音防止のための規制を適正に実施するため、騒音について常時必要な監視測定を行ないうるようその体制の整備強化を図る必要がある。

また、騒音の人の健康および生活環境に及ぼす影響の調査、解析、騒音の防止技術、測定法の開発等をすすめるため研究体制を整備すべきである。

6 地方公共団体に対する助成等

騒音対策の円滑な推進を図るため、地方公共団体に対して必要な助成等を行なうべきである。とくに騒音に関する

事務の大半が市町村で実施されていることにかんがみ国の援助が不可欠である。また、公害対策基本法に基づく公害防止計画の実施については、特別の配慮を払う必要がある。

7 住民に対する啓蒙等

騒音とくに夜間における騒音については、深夜営業の利用者の行為や家庭における音響器、楽器、人声等が騒音源となるので、住民に対して騒音防止についての啓蒙を図る必要がある。

また、道路騒音の防止に関しては、とくに自動車等の運転者の自覚と協力についての啓蒙を強く推進すべきである。